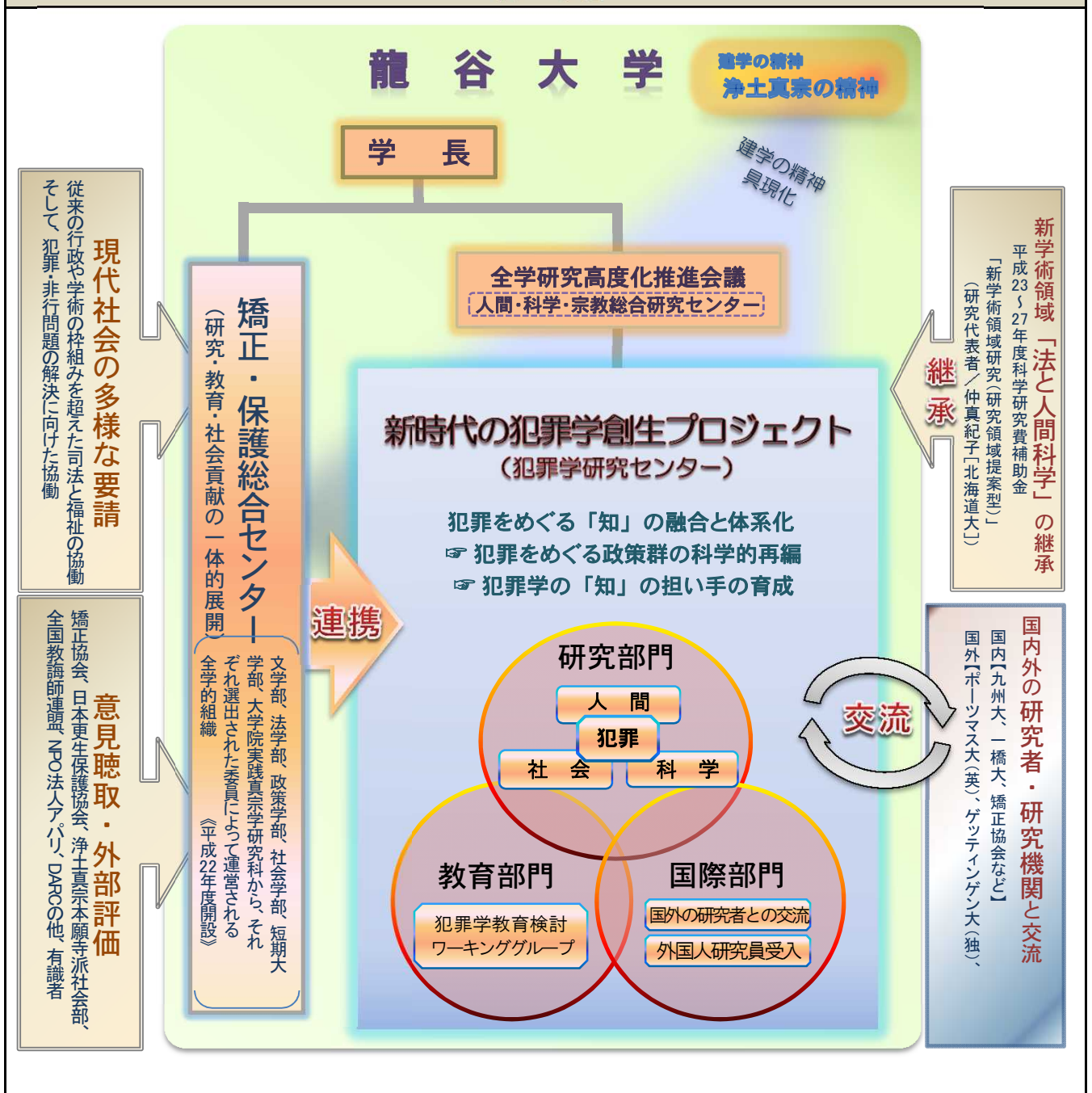


平成28年度私立大学研究ブランディング事業計画書

1. 概要（1ページ以内）

学校法人番号	261014	学校法人名	龍谷大学		
大学名	龍谷大学				
事業名	新時代の犯罪学創生プロジェクト～犯罪をめぐる「知」の融合とその体系化～				
申請タイプ	タイプB	支援期間	5年	収容定員	18528人
参画組織	文学部、法学部、社会学部、政策学部、短期大学部、大学院実践真宗学研究科、矯正・保護総合センター				
審査希望分野	人文・社会系	○	理工・情報系		生物・医歯系
事業概要	<p>本学は、建学の精神を具現化する重要な活動の一環として、犯罪や非行をおかした人たちの社会復帰を支援する独自の矯正・保護事業を展開してきた。本事業は、上記の実績を踏まえつつ、犯罪予防と対人支援の視点から、犯罪をめぐる多様な「知」を融合する新たな犯罪学を体系化するとともに、これを基礎に犯罪現象をめぐる政策群を科学的に再編し、時代の要請に応える担い手を育成する教学システムの将来を展望するものである。</p>				

イメージ図



2. 事業内容（2ページ以内）

（1）事業目的

1) 龍谷大学は、1639年創設の西本願寺「学寮」にはじまる370余年の歴史をもつ。「浄土真宗の精神」を建学の精神とし、時代の新たな要請に応じて進取を尊ぶ伝統を育み、京都・滋賀の3つのキャンパスに9学部・10研究科・1短期大学部を擁する総合大学として、研究、教育および社会貢献の諸活動を展開している。

設置母体である浄土真宗本願寺派は、明治政府が監獄に教誨師という官職を置くや、各地に僧侶を派遣し、受刑者の更生に従事してきた。戦後、国の官吏としての教誨師の制度は廃止されたが、その後も民間ボランティアである多くの教誨師、篤志面接委員および保護司等を輩出し、犯罪や非行をおかした人たちの支援にあたっている。本学は、こうした伝統のなかで、建学の精神を具現化する事業として、1977年に犯罪者・非行少年の矯正に関する特別研修講座「矯正課程」を開設し、その後、更生保護に関する科目を増設して「矯正・保護課程」とした。こうした実績を基盤に、2002年には「矯正・保護研究センター」が文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業「アカデミック・フロンティア・センター（AFC）」に採択され、「西日本における刑事政策研究の拠点」との評価を受けた。2010年度には、新たに研究・教育・社会貢献を一体として展開する「矯正・保護総合センター」（以下「総合センター」という。）に改組され、文・法・社会・政策の各学部、短期大学部および大学院実践真宗学研究科から選出された委員で運営する全学的事業となった。

2013年度の公益財団法人大学基準協会による大学認証評価において、総合センターの諸事業は、「建学の精神に基づく『共生』の理念を具現化するもので、貴大学ならではの取り組み」であると評価された。また、活動の中心にある刑事法学は、科学研究費助成事業細目別新規採択件数累計（過去5年間）において、昨年全国2位にランキングされ、研究能力についても高い評価を得ている。

2) 20世紀の末から先進諸国では、厳罰主義を求める世論を背景に犯罪認知件数の増加と犯罪者の更生よりも重い刑による処罰に依拠する政策群が進行した。しかし、受刑者数に刑務所の収容能力が追いつかぬ状況を目の当たりにして、近年、こうした政策の不合理と処遇の非効率を批判し、処罰重視から対人支援への政策転換が求められている。薬物事犯での米国のドラッグ・コート（薬物専門裁判所）や、医療と福祉の協働を基礎とする「治療法学」が脚光を浴び、犯罪問題への取り組みは、現在大きな転換点にある。

日本でも2012年7月に犯罪対策閣僚会議は、出所者の再犯率引き下げを目的とした総合的・体系的な再犯防止対策の発展的再構築を謳い、出所後2年以内の再入受刑者の割合を10年間で20%減少させる数値目標を掲げた取り組みを始めるにいたった。また、厳罰論ポピュリズムが生み出す刑の長期化と仮釈放の硬直した運用のなかで、これまで司法と福祉の狭間にとり残され、そのために犯罪を繰り返す薬物依存症者・高齢者・障がい者等の社会的弱者に対する支援に司法と福祉が連携する「司法福祉」の展開に注目が集まり始めている。それが、たとえ手探りの現場感覚に支えられた試行にすぎず、一貫した理論的基盤を欠くものであっても、厳罰から対人支援による再犯防止へのこうした日本の政策転換は、2020年に日本で開催される第14回国連犯罪防止・刑事司法会議（以下「コンGRESS」という。）において世界的な注目を浴びることになる。なぜなら、日本は「世界で最も安全な国」と評されながら、国連においては、むしろ、その人権状況、特に、受刑者や非行者として表出する社会的弱者のそれと、その改善に後ろ向きな政府の対応が常々問題とされてきたからである。しかし、残念なことに、こうした出所者の社会復帰の効果的促進と、社会的弱者の人権状況の改善に資する総合的・体系的な学術の動きは未だ見られない。

3) 本学は、前述のとおり、その伝統のなかで総合大学として犯罪や非行をおかした人たちの社会復帰をめぐる研究・教育・社会貢献を蓄積してきた。その営みは、心理学・法学・宗教学等での「犯罪と人間」の分野、社会学・社会福祉学・法教育学等での「犯罪と社会」の分野、そして、政策評価、意識調査、科学鑑定等での「犯罪と科学」の分野に及ぶ。本事業は、ともすれば拡散しがちなこれらの犯罪をめぐる多様な「知」を、対人支援という観点から融合するとともに、これを体系化して、その担い手を育成し、上記の内外の社会的要請に応えようとするものである。

（2）期待される研究成果

本事業には、大別して、1) 犯罪をめぐる「知」を対人支援を基軸に再編し、これを体系化する犯罪学標準カリキュラムの構築、2) そうした観点からの政府等による種々の犯罪政策に対する評価とあるべき政策の提言、3) これらのリテラシーを備えた政策の担い手の育成という3つの局面での成果が期待される。

1) 前述の「犯罪と人間」「犯罪と社会」「犯罪と科学」の3分野におけるこれまでの本学の取り組みを踏まえつつ、諸外国における犯罪をめぐる「知」に関する教育の内容とシステムを調査し、対人支援という観点からこれらを再編して、その成果を日本語版と英語版の犯罪学標準カリキュラム（以下「カリキュラム」という。）として提示する。

この作業は、総合センターの研究者が参加した文部科学省新学術領域研究「法と人間科学」の成果を継承・発展させ、これを対人支援という観点から体系化するものであり、また、国際的な共同研究・シンポジウム等の主催や参画を通じて、さらに、海外の研究・教育機関（英国ポーツマス大学、仏国司法省・ポルドー大学・ポー大学・ポワチエ大学、独国ゲッティンゲン大学・ギーセン大学・アウグスブルク大学、米国カリフォルニア大学、韓国法務総合研究所等）との客員研究員・教授などの交流を通じて培ってきた実績に基づいている。それは、単に犯罪研究における海外との交流機会の拡大をもたらすだけでなく、この分野の諸実践に不可欠な共通評価の基準と、いわば共通言語を供するものであり、日本での矯正協会、更生保護協会などの公益団体の実践活動や、日本犯罪学会、日本犯罪心理学会、日本犯罪社会学会などの当該領域における学術の活動に共通した体系と認識枠組みを提供するものである。

2) 本事業は、総合センターが積極的にその普及に努めてきた「キャンベル共同計画」（社会・行動・教育分野における介入的政策の効果研究に関する国際共同事業）での基本指向に則り、前述の対人支援という観点からの犯罪をめぐる「知」の学的体系化により確定する国際的な評価基準を共通のツールとして、近時の日本における政府等による種々の犯罪政策の有効性を科学的に検証し、そうした政策群の課題を克服するのに有効な政策提言を行うことを可能とするものとなる。

例えば、前述の犯罪対策関係会議による総合的・体系的な再犯防止対策等について、その有効性を、刑事司法、司法福祉、社会政策、市民活動などの領域における対人支援の成否という観点から検証する。つぎに、これを2020年に日本で開催される kongress を意識しつつ、国内外の研究者、実務家、NPO、関連企業関係者等を集めて本事業の最終年度に開催する「龍谷犯罪学会議2020 (Ryukoku Congress of Criminology 2020)」(以下「龍谷会議2020」という。)において検討し、犯罪統制による政策とは異質の、対人支援を基調とする政策群による対抗パラダイムに基づく提言としてまとめることが可能となる。

3) 対人支援を基調とする犯罪学とその標準的カリキュラムの構築により、法務教官・保護観察官・心理技官・家庭裁判所調査官等の専門職、弁護士・社会福祉士・カウンセラー・学校教員等の高度専門職業人、刑務官・警察官・児童相談所職員等の公務員、さらには、犯罪・非行問題に関連する企業の職員やNPO等の団体職員等に対して、そのカリキュラムに基づくトレーニングを実施することが可能となり、彼らが社会に巣立っていくことによって犯罪問題に関する日本社会全体の知識の水準と問題対応能力の底上げが可能となる。

なお、本事業は、運営会議、各ユニットおよび各分野の期首期末の研究計画と自己点検・評価、学外の有識者により構成する外部評価機関の評価によって、多角的・総合的に評価する。その上で、学長の主導する全学研究高度化推進会議において、事業計画の進捗状況に応じて、その達成状況を評価・検討し、必要であれば、事業計画を修正することによって、事業目的の達成を保証する。

(3) ブランディングの取組

本学では、それまでの広報体制を抜本的に見直し、平成23年度から新たに全学的な大学ブランディング活動を積極的に展開している。その際、「一人ひとりの豊かな人間性と確かな知識を基盤に本質を知り、未来に立つ。」との理念の下、本学が目指す方向性は、①浄土真宗の精神に基づく人間教育、②人間性と知的探究心が両立した能力の育成、③多様性を受け入れる柔軟性を養い、グローバル社会に通用する力を育成することにある。

このブランディング活動の推進に当たっては、副学長が議長を務める全学的な広報委員会が中心となっており、その実務は学長直結の学長室(広報)が担っている。この広報委員会に研究部が参画することで、研究分野にかかる情報発信を学内外に積極的に行い、本学における研究活動のブランディング化に取り組む体制を整えている。

上述のとおり、本学は、「浄土真宗の精神」を建学の精神とする仏教系大学として、40年にわたって「矯正・保護」に力を注いできた。この間、特別研修講座「矯正・保護課程」では、延べ20,000名を超える学生・社会人が学んできた。その出身者として、現在、約200名の矯正職員や約100名の教誨師が犯罪や非行をおかした人たちの更生に携わっており、その実績は、他に比肩すべきものがない。2015年に策定した第5次長期計画第2期中期計画において、矯正・保護の関連事業を「建学の精神」を体現する対人援助や人間形成にかかる事業と位置づけ、「発展的方策の可能性」を検討することとしている。

今般、長年にわたる研究拠点形成事業の成功と教育活動の実績を基礎とし、本事業の予定する対人支援を軸に、国際的水準にある犯罪をめぐる「知」の諸実践を活用して、関連事業の総合化と全学化により、「建学の精神」の現代的展開を具現化するとともに、新しい時代の社会の要請に応え、国内外に広く普及・浸透させるための「犯罪予防と対人支援の龍谷・犯罪学」を全学のブランディング事業の中で展開するため、本助成事業に申請した。

3. 事業実施体制（1ページ以内）

本事業は、学長が主導する全学研究高度化推進会議の下におかれた人間・科学・宗教総合研究センター（以下「人間総研」という。）がその事務を所管する。人間総研には「犯罪学研究センター」（以下「犯罪学センター」という。）を置き、総合センターと連携し、学内外の専門家の助言を得ながら、事業を適正に実施する。

犯罪学センターには、1）研究部門、2）教育部門および3）国際部門を置き、運営会議が統括する。運営会議は、研究・教育の両部門の調査研究の成果を順次発表し、国際化の推進状況を統括するとともに、中間報告や点検・評価を実施し、最終報告書の作成や、「龍谷会議2020」および最終シンポジウムの開催により成果を公表する。本事業は、これらの活動によって、本学における矯正・保護関連事業と犯罪学・刑事政策の将来構想を展望することがマイルストーンとなる。

1）研究部門は、犯罪をめぐる多様な「知」の融合と体系化を目的とし、司法心理学・治療法学・矯正宗教学のユニットからなる「犯罪と人間」、犯罪社会学・司法福祉・法教育学のユニットからなる「犯罪と社会」、および政策評価・意識調査・科学鑑定のユニットからなる「犯罪と科学」の3つの分野において調査研究を展開する。また、コンGRESと併行して開催する「龍谷会議2020」において、対人支援を基調とする「龍谷大学刑事政策提言2020」（以下「政策提言2020」という。）を発表することをマイルストーンとする。

2）教育部門は、調査研究の成果の社会への実装を目標とし、「カリキュラム」の構築、犯罪政策の評価と提言および担い手の育成という3つの局面において事業を展開する。カリキュラムについては、報告書の英語版を作成し、インターネットを活用して内外に情報を発信し、多様な意見を聴取して、教育報告書を作成することをマイルストーンとする。

なお、研究成果の社会実装に際しては、公開の研究会・研修会・勉強会等を行ない、双方向型・応答型の「わかりやすい授業」によって、小中高生・大学生・一般市民との「知」の共有に努める。

3）国際部門は、諸外国の研究者や実務家、大学や研究機関との学術交流によって、日本の犯罪学を国際水準に引き上げるだけでなく、「世界一安全な国」における矯正・保護の集積した「知」を科学化し、海外に向けて発信することを目標とする。

海外の大学・研究機関・政府機関等に報告者を派遣し、国際学会でセッションを企画して、積極的に成果を発表するとともに、日本国内での学会の開催に協力し、国際水準の研究者を招聘して、シンポジウム・セミナー・研究会等を開催する。なお、研究・教育の成果については、英語版を作成し、インターネットを活用して、「犯罪予防と対人支援の龍谷・犯罪学」のブランドの普及・浸透に努め、「龍谷会議2020」の主催および「国際化総括」の作成をマイルストーンとする。

なお、研究期間を通じて、ユニットを中心に積極的に学術交流を進めるとともに、海外の学会での報告を奨励し、外国の研究者をセンターの嘱託研究員等として受入れ、必要と認める場合には、交流協定等を締結する。犯罪学・刑事政策の学修・研究を希望する海外の学生の受入れ体制を充実させる。

「最終報告書」には、1）犯罪対策・刑事政策の評価と提言に関する「研究報告書」、2）カリキュラムと担い手育成システムの構築に関する「教育調査報告書」、3）国際化推進の成果と展望に関する「国際化総括」および4）本事業の成果全体を総括し、「犯罪予防と対人支援の龍谷・犯罪学」の将来を展望する「全体総括」が含まれる。

本事業のPDCAサイクルを構造化した事業計画の実施スケジュールは、下記のとおりである。

【実施スケジュール】

	平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	平成 31(2019)	平成 32(2020)
〔統括・運営〕	体制整備 ⇄ 全学体制始動 ⇄ 研究総括・評価 ⇄ 教育総括・評価 ⇄ 全体総括／最終報告書				
1)研究部門	計画・準備・開始 ⇄ 中間まとめ ⇄ 点検・補充調査 ⇄ 「政策提言2020」／研究報告書				
2)教育部門	計画・準備 ⇄ 調査開始 ⇄ カリキュラム(案) ⇄ 意見聴取 ⇄ 「標準カリキュラム」／教育調査報告書				
3)国際部門	計画・準備・交流 ⇄ 研究者・学生の受入 ⇄ 協定締結 ⇄ 「龍谷会議2020」／国際化総括				
関連イベント	〔日本嗜癖行動学会〕	〔犯罪関連合同学会〕	〔中間シボ〕	〔大規模調査〕	〔コンGRES〕 〔最終シボ〕

4. 年次計画（2ページ以内）

平成28年度	
目標	学長の主導の下、運営体制および研究体制を整備し、研究部門の各ユニットはそれぞれの調査研究に着手するとともに、本事業とそれが提唱する「犯罪予防と対人支援の龍谷・犯罪学」のセット・アップを、学内および国内外にアピールする。
実施計画	<p>〔統括・運営〕 事業計画のセット・アップのため、学長主導の全学運営体制を整備する。研究補助のためのPD・RA・アルバイト等を募集する。</p> <p>1) 研究部門 3つの研究分野の責任者の指揮・監督の下、各ユニットの研究計画をより具体化・精緻化するとともに、分野内での研究活動の有機的連携を図る。研究期間を通じて、学会・シンポジウム・研究会・セミナーなどの機会を活用して、積極的に研究成果を公表し、本学の犯罪学・刑事政策に関する調査研究・政策提言の能力を学内外および海外にアピールしていく。本年度は、第16回欧州犯罪学会（2016年9月、独国ミュンスター）においてセッションを企画・実施し、第14回日本嗜癡行動学会（同年10月、本学）を開催して、本事業のセット・アップをアピールする。</p> <p>2) 教育部門 矯正・保護課程における教育実績を踏まえ、担い手を育成するため、研究期間を通じて、日本犯罪社会学会の協力を得ながら、犯罪学リテラシー研修を開催し、教育能力向上のため、FD活動を開始する。また、矯正・保護課程や龍谷エクステンションセンター（REC）と連携して、学生や市民を対象とする実験的教育授業を開始する。法教育ユニットが中心となって、模擬裁判や模擬投票を活用した「法教育フェスティバル」（2016年11月・2017年2月）を開催し、本事業のスタートアップをアピールする。</p> <p>3) 国際部門 研究期間を通じて、これまで総合センターを中心に展開してきた海外との学术交流の成果を踏まえ、積極的に学术交流を進めるとともに、海外の学会での報告を奨励し、外国の研究者をセンターの嘱託研究員等として受入れ、必要と認める場合には、交流協定等を締結する。また、犯罪学・刑事政策の学修・研究を希望する海外の学生の受入れ体制を整備する。</p>
平成29年度	
目標	研究環境を刷新するため、装置・備品などを整備して、これまでの研究成果を踏まえつつ、速やかに本格的な研究活動を実施し、研究の進捗状況を確認するため、期末に「研究中間報告（中間まとめ）」を作成する。また、研究の進捗状況に注視しながら、内外の犯罪学教育に関する調査を開始する。また、犯罪学関連の学会に対して、「犯罪予防と対人支援の龍谷・犯罪学」によるブランド化を積極的にアピールする。
実施計画	<p>〔統括・運営〕 研究環境を刷新するため、以下のとおり装置・備品などを整備する。 《研究装置》犯罪学リテラシー研修での活用のため「犯罪学リテラシー研究支援システム一式」および、ビデオリンク・司法面接・可視化、模擬裁判等の実験の記録のため「総合モニタリングシステム一式」を整備する。《研究設備》物的証拠品の分析を行い、証拠品の証明に用いるため「ハンドヘルド蛍光X線分析装置」を整備する。《研究備品》犯罪学リテラシー研修用のPC10台および周辺機器を研究費で計上する。《学術助成雇用》研究期間中、研究補助および若手研究者育成のため、PD2名、RA3名、学生アルバイト3名を任用する。これ以降研究期間中、9ユニット・3分野・総括の13グループに毎年予算（期首期末その他2回の合計4回）、国内および海外の調査のための交通費、ならびにシンポジウム・講演会・研究会の開催費を計上する。《広報・普及費》ホームページ管理および映像記録・放映の業務委託費、ポスター・チラシ・ニュースレター等の印刷費を計上する。期間中、毎年度末、研究、教育および国際化に関する年次報告書を作成し、インターネットを通じて公開する。</p> <p>1) 研究部門 犯罪関連学会合同学会（2017年9月、國學院大學）および第37回日本犯罪社会学会大会（同年10月、本学）を開催し、研究成果を発表するとともに、本事業の存在をアピールする。</p> <p>2) 教育部門 日本犯罪社会学会の協力を得て、犯罪学教育システムを構築するためのワーキンググループを立ち上げ、国内および国外の犯罪学・刑事政策・刑事司法システム論、社会安全論など、犯罪学に関連する教学主体のカリキュラム等を調査するとともに、矯正・保護課程の教育プログラムと全学の教育カリキュラムとの関係や整合性について検討する。担当のスタッフを配置し、「キャンベル共同計画」の成果公表活動を静岡県立大学から本事業へ移行し、犯罪学センターのウェブ・サイトを通じて公表する。研究計画にしたがって調査研究を実施し、期末期には各ユニットの「研究中間報告（中間まとめ）」を作成する。</p>

	<p>3) 国際部門 チェコのプラハで開催される第35回法と精神医学に関する国際会議（2017年7月）において、セッションを企画・実施し、研究成果を発表するとともに、本事業の存在をアピールする。</p> <p>4) その他 矯正・保護課程開設40周年記念事業を通じて、本事業の趣旨を学内に周知・徹底するとともに、インターネットやSNSなどの情報媒体を活用して広報に努める。</p>
平成30年度	
目標	所期の目的を達成するため、「研究中間報告（中間まとめ）」に対する評価を踏まえ、必要があれば、研究計画を修正し、研究計画を実施する。必要に応じて、補充の調査研究を行なう。犯罪学教育システム構築のための「カリキュラム（案）」を策定し、公表する。
実施計画	<p>〔統括・運営〕 「研究中間報告（中間まとめ）」に対する評価を踏まえて、事業計画の再検討を行う。</p> <p>1) 研究部門 司法心理ユニットの下、ビデオリンク、司法面接、取り調べの可視化、模擬裁判の記録化などのための施設・設備の配置案を策定し、実施する。犯罪をめぐる研究と教育のあるべき関係を明らかにするため、「研究中間報告（中間まとめ）」について、3つの分野の責任者と各ユニットの担当者を中心に自己点検・評価を実施し、犯罪をめぐる「知」が犯罪学・刑事政策の教育において、どのように位置づけられ、どのような役割を与えられるべきかを検討し、その結果を運営会議および全学研究高度化推進会議に報告する。必要があれば研究計画を修正し、補充調査を実施する。中間報告会を兼ねたシンポジウムを開催し、研究の進捗状況を公開するとともに、広く専門家や教育関係者、一般市民の意見を聴取し、次年度以降の事業計画の実施にフィードバックする。</p> <p>2) 教育部門 「カリキュラム（案）」を策定し、インターネット等を利用して公開するとともに、モニタリングと専門家の意見聴取を開始する。同時に「カリキュラム（案）」の英語版、学修教材などの作成を開始し、あるべき学修システムについての検討に着手する。</p>
平成31年度	
目標	研究活動を総括して「研究報告書」を作成する。また、犯罪学・刑事政策の教育に関する調査研究の成果を総括して「教育調査報告書」をとりまとめる。くわえて、これまでの、研究・教育の国際化の試みの成果を総括する。また、「政策提言2020（案）」を策定し、公開する。
実施計画	<p>〔統括・運営〕 確定した「研究報告書」と提出された「教育調査報告書」について、学内および学外の有識者に評価を委嘱し、意見を求める。</p> <p>1) 研究部門 意識調査ユニットにおいて、国際基準に準拠した犯罪被害者調査等の大規模な実証調査を実施する。その際、研究協力者の研修等によって、実証研究の水準の向上に寄与する。必要に応じて修正された研究計画に基づいて補充調査を実施し、対人支援を基調とする「政策提言2020（案）」を発表し、国内外の学会、インターネット等を通じて公表する。</p> <p>2) 教育部門 日本語版および英語版の「カリキュラム」を電子図書化し、学会等を通じてその利用を呼びかけ、モニタリングを開始する。</p> <p>3) 国際部門 学術・教育交流協定等、これまでの研究・教育における国際交流の成果を「国際化総括」として提出する。なお、各ユニットは、国内外の学会において成果を発表し、研修会、セミナー、シンポジウムなどを開催して、研究成果を広く社会にアピールする。</p>
平成32年度	
目標	<p> kongress と同時期に、内外の専門家を招聘して「龍谷会議2020」を開催し、「政策提言2020」について議論する。</p> <p>5年間の研究、教育および国際化を総括する「最終報告書」を作成し、最終シンポジウムを開催して本事業の成果を公表する。これにより「犯罪予防と対人支援の龍谷・犯罪学」のブランドを確立し、本学のブランディングに寄与する。</p>
実施計画	<p> kongress と同時期に、国内外の専門家を招聘して「龍谷会議2020」を開催し、前年度に発表した「政策提言2020」を素材に、近未来の犯罪学・刑事政策について議論する。</p> <p>そこでの議論や意見を踏まえつつ、研究、教育および国際の各部門は、これまでの活動の成果を総括して、それぞれ「研究報告書」「教育調査報告書」および「国際化総括」を作成し、これを総合して「最終報告書」を作成して、最終シンポジウムを開催する。</p>